

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧許可等
根拠法令及び条項	那覇市公民館条例第11条 那覇市公民館条例施行規則第8条 那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウムの運営に関する要綱第3条
審 査 基 準	
<p>那覇市公民館条例</p> <p><別紙のとおり></p> <p>那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウムの運営に関する要綱</p> <p><別紙のとおり></p>	
標準処理期間	即日
所管部署	生涯学習部 中央公民館（098-917-3442）
更新日	平成27年4月1日

<別紙>

那覇市公民館条例

(観覧料)

第11条 那覇市牧志駅前ほしぞら公民館のプラネタリウムを観覧しようとする者は、別表第2に定める額の観覧料を納付しなければならない。

那覇市公民館条例施行規則

(観覧料の納付)

第8条 条例第11条第1項に規定する観覧料は、観覧するときまでに納付しなければならない。

那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウムの運営に関する要綱

(観覧の制限)

第3条 プラネタリウムの観覧について、次のとおり制限を設ける。

- (1) 投影1回当たりの定員は84人とする。
- (2) プラネタリウムへの入場は、投影の15分前から開始し、投影開始後の入退場は原則として認めない。
- (3) 那覇市公民館条例(平成21年那覇市条例第26号)別表第2における高校生、小中学生及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による幼児が団体で観覧する場合は、引率者が同伴しなければならない。
- (4) 毎年9月における団体を対象とする投影は、小学生向けの学習投影を優先する。